

令和3年7月15日
東北厚生局

元保険医療機関の指定の取消相当について

令和3年7月13日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」について建議がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 取消相当の内容

元保険医療機関の指定の取消相当

名 称	おばた皮膚科クリニック
所在地	宮城県塩竈市北浜1-2-20
開設者名	小幡 正明
取消相当年月日	令和3年7月15日

(注)「取消相当」とは、取消の行政処分を行う前に、保険医療機関が廃止届等を提出している場合は、保険医療機関の指定の取消の行政処分が行えないため、地方社会保険医療協議会から「取消相当」との建議を受け、「取消」と同様に一定期間は再指定を認めない取扱いとするものです。

2. 監査を行うに至った経緯

- (1) 平成30年8月30日から11月18日までの間に、匿名の者から東北厚生局指導監査課に対し、①無資格者が軟膏類の調製・調合をしている、②無資格者がイボ、ウオノメを取る処置をしている、③常連の患者に対して診察をせずに薬剤を投薬している、④薬価の安い軟膏を投薬しているにもかかわらず、薬価の高い軟膏で請求している旨の情報提供があった。
- (2) 令和元年7月25日、個別指導を実施し、薬剤の購入に関する書類を確認したところ、薬剤名が不自然に手書きで追記されており、他の関係書類の精査も必要であることから個別指導を中断した。
- (3) 令和元年9月19日、個別指導を再開し、事実確認を行ったところ、実際に投薬した薬剤とは異なる薬剤で請求していること及び無資格の従事者が関係書

類への追記を行ったことを開設者が認めたため、個別指導を再度中断した。

- (4) 患者調査等を実施したところ、診療報酬の請求について、不正の疑いが深まったため、個別指導を令和元年11月18日付け通知により中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和元年11月28日から令和3年2月24日まで計15日間の監査を実施した。

3. 取消相当の主な理由

【元保険医療機関の事故】

- 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。
例：実際には行っていない基本診療料、検査、投薬及び処置の費用を請求していた。

- 実際に行った保険診療に、行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。
例：実際に行った診療に、行っていない基本診療料、投薬及び処置の費用を請求していた。

- 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。
例：安価な薬剤を調剤したにもかかわらず、高価な薬剤を調剤したものとして請求していた。

- 保険診療と認められないものを、保険診療で行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。
例：診察をせずに投薬し、請求していた。

4. 診療報酬の不正及び不当請求額

監査において判明した不正・不当請求額（社保・国保・高齢者医療の合計）

・不正請求額	49名分	375件	2,405,010円
・不当請求額	2名分	2件	1,500円
	51名分	377件	2,406,510円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

5. 再指定の取扱い

原則として、指定の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。